平成２９年（フ）第１５号
福岡県飯塚市川津77番地14
債務者　肘井　慶子
1　決定年月日時　平成29年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部
平成２９年（フ）第９３号
兵庫県尼崎市潮江２丁目39番32号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目36番15―210号
債務者　髙瀬　綾子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２９年（フ）第１２６号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町２丁目10番15号
債務者　辻井　信雄
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２８年（フ）第３７９号
和歌山市六十谷86番地３　リバーサイドマンション403
債務者　油谷　真以（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２９年（フ）第１３号
山口県宇部市大字西岐波566番地18
債務者　天野　隆男
1　決定年月日時　平成29年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
山口地方裁判所宇部支部
平成２９年（フ）第１６号
山口県宇部市厚南北２丁目２番43号
債務者　福田小百合
1　決定年月日時　平成29年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
山口地方裁判所宇部支部
平成２９年（フ）第３０号
長崎県長崎市大手２丁目１番55号
債務者　北口　亮輔
1　決定年月日時　平成29年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係
平成２９年（フ）第２２１号
名古屋市北区中味鋺１丁目135番地　南あじま荘１棟603号
債務者　伊藤　尚子
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２９年（フ）第２６２号
名古屋市緑区浦里３丁目10番地　ウイング浦里601号
債務者　千田　祥孔
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２９年（フ）第８３号
熊本市東区花立６丁目15番14号、前住所熊本県菊池市泗水町吉富173番地48　サンシャイン吉富　102号
債務者　坂元　拓也
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２９年（フ）第１２号
山口県下松市大字河内1065―１フェリス河内Ａ棟203号室、住民票上の住所山口県宇部市大字西岐波5254番地43
債務者　垣内　由香
1　決定年月日時　平成29年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
山口地方裁判所周南支部
平成２９年（フ）第４２号
広島県福山市曙町５丁目24番35―１号
債務者　吉田　美雪
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
平成２９年（フ）第６号
青森県五所川原市金木町芦野234番地１
債務者　津島　雪子
1　決定年月日時　平成29年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係
平成２９年（フ）第７号
青森県北津軽郡中泊町大字宮野沢字浦島27番地１　さわやか団地71号
債務者　黒滝　瑞穂
1　決定年月日時　平成29年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係
平成２９年（フ）第８２号
熊本市北区楠４丁目２番１―378号
債務者　濵平　智子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２９年（フ）第１４号
山口市宮野下2037番地２
債務者　内藤　博子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第６１号
栃木県那須塩原市下永田６丁目1249番地　俵藤アパート11号、前住所栃木県那須塩原市宮町２番16号
破産者　深谷　光晴
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部